

別 記

第1 建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法

建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

1 等級の区分

(1) 土木工事

等級	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	2億3千万円以上	1,950点以上
B	9千万円以上 2億3千万円未満	1,000点以上 1,950点未満
C	3千万円以上 9,000万円未満	800点以上 1,000点未満
D	3千万円未満	800点未満

(2) 舗装工事

等級	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	5千万円以上	1,250点以上
B	3千万円以上 5千万円未満	1,000点以上 1,250点未満
C	3千万円未満	1,000点未満

(3) 建築工事

等級	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	2億円以上	1,300点以上
B	9千万円以上 2億円未満	1,025点以上 1,300点未満
C	3千万円以上 9千万円未満	825点以上 1,025点未満
D	3千万円未満	825点未満

2 総合数値の算定方法

総合数値は、次の算定方法により、建設工事の種類ごとに算定するものとする。

- (1) 経営に関する客観的事項の審査数値 A
- (2) 専門技術者に関する審査数値 B
- (3) 工事成績の審査数値 C
- (4) 審査結果の総合数値算定方式 A+B+C

なお、次のア～カに該当する場合は、その調整等を行うものとする。

ア 協業組合の場合

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合の場合は、「経常建設共同企業体及び協業組合

の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」（平成27年10月1日付け27農振第1410号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく調整を行うものとする。

イ 事業協同組合の場合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合の場合は、「事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領の制定について」（平成6年11月24日付け6地第959号大臣官房地方課長通知）に基づく算定を行うものとする。

ウ 合併等により新たに設立された会社となった場合

「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る競争参加資格審査の取扱いについて」（平成27年10月1日付け27農振第1413号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく調整を行うものとする。

エ 平成6年6月8日建設省告示第1461号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成13年8月27日付け13地第503号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

オ 平成6年6月8日建設省告示第1461号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて」（平成14年4月16日付け14地第88号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

カ 共同企業体等の場合

第7条第5号に規定する共同企業体の場合及び第17条第3項に規定する適格組合で算定特例を希望する場合の総合数値は、次により算出（小数点以下第1位を四捨五入）した数値とする。

$$\text{数値} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

X_1 = 建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

X_2 = 自己資本額及び利払前税引前償却前利益（利益額）に係る評点

Y = 経営状況の評点

Z = 建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点

W = その他審査項目（社会性等）の評点

なお、それぞれの評点は、第17条第2項に規定する共同企業体等調

書に基づき、次により算定するものとする。

- (ア) 建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点 (X_1) は、申請書の「年間平均完成工事高」欄に記載された金額を、別表2の「年間平均完成工事高」に対応させて得た数値(小数点以下切捨て)とする。
- (イ) 自己資本額及び平均利益額に係る評点 (X_2) は、次の①と②で求めた点数を合計して得た数値を2で除した数値(小数点以下切捨て)とする。
- ① 共同企業体等調書の「自己資本額」の「計」欄に記載された金額を、別表3の「自己資本の額又は平均自己資本額」に対応させて得た数値(小数点以下切捨て)を自己資本額の数値とする。なお、自己資本額が負の場合は、0円とみなす。
 - ② 共同企業体等調書の「利益額」の「計」欄に記載された金額を、別表4の「平均利益額」に対応させて得た数値(小数点以下切捨て)を利益額の数値とする。なお、利益額が負の場合は、0円とみなす。
- (ウ) 経営状況の評点 (Y) は、共同企業体等調書の「経営状況」の「計」欄に記載された数値を構成員数で除して得た数値(小数点以下第1位を四捨五入)とする。
- (エ) 建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点 (Z) は、次の①で求めた数値に0.8を乗じたものと②で求めた数値に0.2を乗じたものの合計の数値(小数点以下切捨て)とする。
- ①申請を希望する工事の種類ごとの「技術職員数値」について、「講習受講(1級技術者で監理技術者資格者証を保有かつ監理技術者講習受講者)」の「計」欄に記載された数を6倍したもの、「1級(前記以外の1級技術者)」の「計」欄に記載された数を5倍したもの、「監理補佐(監理技術者を補佐する者として配置可能な一級技術士補)」の「計」欄に記載された数を4倍したもの、「基幹(基幹技能者(登録基幹技能者講習修了者))」の「計」欄に記載された数を3倍したもの、「2級」の「計」欄に記載された数を2倍したもの及び「その他」の「計」欄の数を合計して得た数値を、別表5の「技術職員数値」に対応させて得た数値を技術職員数の数値とする。
 - ②申請を希望する工事の種類ごとの「元請完成工事高」について、別表6の「年間平均元請完成工事高」に対応させて得た数値を元請完成工事高の数値とする。
- (オ) その他の審査項目(社会性等)の評点 (W) は、共同企業体等調書の

「その他の評価項目」の「計」欄に記載された数値を構成員数で除した数値（小数点以下第1位を四捨五入）とする。

(カ) 専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値

(キ) 共同企業体での申請における工事成績の付与数値は、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値の2分の1を比較し、大なる数値に次項（3）ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

また、共同企業体の実績があり単体での申請における工事成績の付与数値は、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値（ただし、工事規模補正（ β ）の係数を求める場合に、共同企業体の請負金額から各構成員の出資比率相当分の金額を算出し、これを請負金額として用いる。）の2分の1を比較し、大なる数値に次項（3）ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

(ク) 「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（平成元年2月15日付け元地第135号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する経常建設共同企業体の場合にあつては、「経常建設共同企業体及び協業組合の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」に基づく調整を行うものとする。

3 各事項の付与数値

(1) 経営に関する客観的事項の付与数値

申請する直前の総合評定通知書の建設工事の種類ごとの総合評点（P）による。なお、当該総合評点を第11条の規定により通知する資格確認通知書の客観点数とする。

(2) 専門技術者に関する付与数値

技術士法（昭和32年法律第124号）による技術士補であつて、かつ、農業部門において農業土木又は農業農村工学を選択した者並びに（一社）畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補の職員数に応じて次の算式により、最高50点とする。

ただし、舗装工事及び建築工事にあつては、畑地かんがい技士及び同技士補に係る付与数値は適用しないものとする。

$(\text{技術士補} + \text{畑地かんがい技士}) \times 4 + \text{畑地かんがい技士補} \times 2$

(3) 工事成績の付与数値

定期の審査の認定をする年度の前年度末までの4年間に完成した1件の当初の予定価格が250万円を超える工事（以下「対象工事」という。）ごとに、以下のアからウの方法により、工事成績の付与数値を算定する。

ア 工事毎の付与数値

地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）（平成28年3月31日27予第1915号大臣官房参事官（経理）通知。以下「評定要領」という。）第3の(1)において工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績評定（ただし、65点未満の工事は実績から除く。以下「工事評定点」（P）という。）に対して、評定要領第3の(2)により構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事技術的難易度評価（以下「難易度評価値」という。）等から以下の方法により算定される基本割増（ α ）等の係数を用いて割増し、対象工事の工事成績の付与算定値（以下「付与算定値」（C）という。）を算定する。

$$C = P \times \{ 1 + \alpha \times \beta + \gamma + \varepsilon + \zeta \}$$

(ア) 基本割増（ $\alpha = (P - 65) / 35$ ）

工事評定点が65点で0、100点で1.0とする比例配分による割増数値を工事評定点に乗じて得た数値（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における工事成績をもって工事評定点とみなす。）とする。

(イ) 工事規模補正（ β ）

アで求めた基本割増は、請負金額（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における出来高金額をもって請負金額とみなす。）9千万円未満は2.0、6.9億円以上は5.0、9千万円から6.9億円の間は比例配分による割増数値を乗じて補正する。

(ウ) 優良工事割増（ γ ）

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局長表彰で0.3、地方農政局長表彰で0.1として割増する。

(エ) 技術的難易度割増（ ε ）

難易度評価値がIで0、VIで0.6とする比例配分による割増数値を

工事評価点に乗じて得た数値とする。

(オ) 直近係数 (ζ)

直近2年以内の完成工事について0.5を割増する。

イ 工事成績付与数値

次に上記の対象工事毎の付与算定値 (C) の平均値を算定し、これに対象工事数に応じた倍率を乗じた工事成績付与数値 (C') を以下の表から算定する。

工事成績付与数値 (C')

(A) は管内の付与算定値Cの平均、Bは管外の付与算定値Cの平均)

管 内	管 外	工事成績付与数値 (C')
管内対象工事4件以上	管外対象工事は考慮しない	$A \times 4$
管内対象工事3件	管外対象工事2件以上	$A \times 3 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事1件	$A \times 3 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 3$
管内対象工事2件	管外対象工事4件以上	$A \times 2 + B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事3件	$A \times 2 + B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事2件	$A \times 2 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事1件	$A \times 2 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 2$
管内対象工事1件	管外対象工事6件以上	$A \times 1 + B \times 6 \times 0.5$
	管外対象工事5件	$A \times 1 + B \times 5 \times 0.5$
	管外対象工事4件	$A \times 1 + B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事3件	$A \times 1 + B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事2件	$A \times 1 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事1件	$A \times 1 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 1$
管内対象工事なし	管外対象工事8件以上	$B \times 8 \times 0.5$
	管外対象工事7件	$B \times 7 \times 0.5$
	管外対象工事6件	$B \times 6 \times 0.5$

	管外対象工事 5 件	$B \times 5 \times 0.5$
	管外対象工事 4 件	$B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事 3 件	$B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事 2 件	$B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事 1 件	$B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	0

ウ VE 提案評価点の加算

なお、評定要領第 3 の (3) により企業から VE 提案に係る評定を行った場合には、評定結果に応じ「VE 提案評価点 (δ)」を以下の表から加算する。

VE 提案評価点 (δ)

$$\delta = \delta_1 + \delta_2 + \delta_3$$

VE 提案評価点は 1 工事当たり 60 点、1 企業当たり 200 点を限度とし、当該農政局の管内・管外を問わず下表の値を集計し加算する。

VE 方式	落札の有無	評 定 値 等 (単位：点)						
入札時 VE	落札者	VE 提案評定	VI	V	IV	III	II	I
		VE 提案評価点 δ_1	60	50	40	30	20	10
	不落札者	VE 提案評定	優		良		可	
		VE 提案評価点 δ_2	15		10		5	
契約後 VE (入札後契約前 VEを含む)	提案採用	VE 提案評定	VI	V	IV	III	II	I
		VE 提案評価点 δ_3	30	25	20	15	10	5

第 2 測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法

測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法は、次の名号に掲げるところによる。

1 等級の区分

等級	測量・建設コンサルタント等 契約の予定価格の範囲	総 合 数 値
----	-----------------------------	---------

A	500万円以上	95点以上
B	150万円以上 500万円未満	70点以上 95点未満
C	150万円未満	70点未満

2 総合数値の算定方法

- (1) 年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A
(2) 自己資本額の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B
(3) 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・ C
(4) 専門技術者に関する審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D
(5) 施行成績の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ E
(6) 審査結果の総合数値算定方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A + B + C + D + E

3 各事項の付与数値

(1) 年間平均測量等実績高の付与数値

数 値	年間平均測量等実績高	数 値	年間平均測量等実績高	数 値	年間平均測量等実績高
55	10億円以上	50	5億円以上 10億円未満	45	1億円以上 5億円未満
40	5,000万円以上 1億円未満	35	2,000万円以上 5,000万円未満	30	1,000万円以上 2,000万円未満
25	500万円以上 1,000万円未満	20	300万円以上 500万円未満	15	200万円以上 300万円未満
10	100万円以上 200万円未満	5	100万円未満		

(2) 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額	数値	自己資本額
21	5億円以上	18	1億円以上 5億円未満	15	5,000万円以上 1億円未満
12	1,000万円以上 5,000万円未満	9	500万円以上 1,000万円未満	6	100万円以上 500万円未満

3	100万円未満				
---	---------	--	--	--	--

(3) 流動比率及び営業年数の付与数値

数値	流 動 比 率	数値	営 業 年 数
14	130%以上	10	25年以上
10	95%以上 130%未満	8	10年以上 25年未満
6	75%以上 95%未満	6	10年未満
2	75%未満		

(4) 専門技術者に関する付与数値

ア 学校卒業者

大学及び高校の農業土木科卒業者であって、かつ、農業土木関係の実務に7年以上従事した者、又はこれと同等以上の経歴があると認められる者の職員数に応じて、次表による数値とする。

職員数	1～3人	4～10人	11人以上
数 値	5	5 + (職員数 - 3) × 2	20

イ 技術資格

技術士法による技術士及び技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木及び農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画を選択した者、(一社)畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補、(公社)土地改良測量設計技術協会が認定した土地改良補償業務管理者及び同管理者補並びに農業土木技術管理士、(一社)建設コンサルタント協会が認定したシビルコンサルティングマネージャーのうち農業土木部門、(一社)農業土木事業協会が認定した農業水利施設機能総合診断士で登録されている職員数に応じて次の算式により得た値を付与する。ただし、20点を限度とする。

$$\text{技術士} \times 4 + (\text{技術士補} + \text{畑地かんがい技士} + \text{土地改良補償業務管理者} + \text{農業土木技術管理士} + \text{シビルコンサルティングマネージャー (農業土木部門)} + \text{農業水利施設機能総合診断士}) \times 2 + (\text{畑地かんがい技士補} + \text{土地改良補償業務管理者補}) \times 1$$

ウ 数値の計算

アの審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A
 イの審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B

A + B

(5) 施行成績の付与数値

前年度末までの2年間に完了した1件の当初の予定価格が100万円を超える測量・建設コンサルタント等契約に係る業務について、業務成果等に関して評価した業務成績評定点の算術平均値に基づいて次の算式による。

$$E = \{ (\text{平均評定点} - 60) \div 4 \} \times (1 + a)$$

ただし、aは α 、 β のうち、数値の大きいものとする。

ア 優良業務割増 (α)

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局表彰で0.3、地方農政局表彰で0.1として割増する。

イ プロポーザル方式業務割増 (β)

「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（平成7年2月28日7経第256号大臣官房経理課長通知）に基づく業務で0.3とする。

第3 審査項目の定義

審査項目の定義については、次によるものとする。

1 審査基準日

審査基準日とは、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）をいう。

2 年間平均測量等実績高

年間平均測量等実績高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の測量等実績高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。

3 自己資本額

自己資本額とは、建設工事にあつては審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）、測量・建設コンサルタント等にあつては審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額（法人である場合においては、貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額を、個人である場合においては期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は、基準決

算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額をいう。

4 流動比率

流動比率とは、直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。

5 営業年数

営業年数とは、事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（年未満切捨て）をいう。

6 適格組合の場合の審査項目の定義

申請しようとする者が第17条第3項に規定する適格組合（以下「組合」という。）で算定特例を希望する場合の資格審査事項の各項目の算定は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 種類別年間平均完成工事高は、当該組合の完成工事高と当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（「以下関係組合員」という。）の完成工事高（組合に委託し、又は組合から委託を受けた工事及び他の関係組合員に委託した工事に係る工事高を除く。）との合計額とする。
- (2) 年間平均測量等実績高は、当該組合の年間平均測量等実績高（関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）と関係組合員の年間平均測量等実績高（組合又は他の関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）との合計額とする。
- (3) 自己資本額は、当該組合の自己資本額と関係組合員の自己資本額との合計額とする。
- (4) 職員数は、当該組合の職員数と関係組合員の職員数との合計額とする。
- (5) 経営状況は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。
- (6) 流動比率は、当該組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計額を、当該組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比とする。
- (7) その他の審査項目（社会性等）は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。
- (8) 営業年数は、当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数の算術平均値とする。

7 建設コンサルタント業務における設計共同体の場合の定義項目

建設コンサルタント業務における設計共同体で認定を行う場合における、各事項の算定方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者の審査は、各構成員の年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (2) 営業年数の審査は、各構成員の営業年数の平均値（1年未満は切り捨て）を用いて行うものとする。
- (3) 流動比率は、各構成員の流動資産の額の合計額を、各構成員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分率を用いて行うものとする。
- (4) 第2の3（5）に規定する平均評定点は、各構成員又は当該構成員での共同企業体の業務成績評定点の算術平均値とする。

8 その他

上記によるもののほか、建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準に係る項目については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）」によるものとする。